

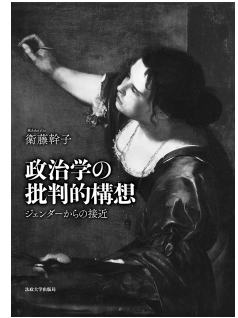
◆書評◆

衛藤幹子著

『政治学の批判的構想

ジェンダーからの接近』

(法政大学出版局 2017年 ISBN: 978-4-588-62535-0 4500円+税)



田村 哲樹

(名古屋大学大学院 法学研究科)

1. 内容

本書は、「フェミニスト政治学」の試みである。それは、「男性によって営まれ、構想されてきた政治の営為と政治学を批判的に再検討し、それらに替わり得るもうひとつの選択肢(オルタナティブ)の提案」(3頁)を目指すものである。そのために、政治学の主要概念がフェミニズムの立場から再検討される。

まず第2章と第3章で、「支配体制」が扱われる。その目的は、支配体制を、社会全体における「性を媒介にした」(5頁)ものとして、つまり「男性支配体制」として把握することである。その要素は、家父長制(第2章)とジェンダー役割分業(第3章)である。両者を「別のカテゴリー」(37頁)とするのは、本書独自の立場かもしれない。

次に、第4章と第5章では、「リベラリズム」が再検討される。第4章では、国家を通じた社会的公正と平等を重視するソーシャル・リベラリズムでさえも、フェミニズムの視点からは不十分であることが論じられる。

第5章では、その限界を乗り越える「積極的平等」の考え方が検討される。これは、女性など特定の社会集団を名指しし、その集団に対する差別禁止ないし平等の積極的推進を目指すものである。著者は、積極的平等への批判を類型化し、反論を試みる。その中で「本質主義への回帰」批判への反論は最も困難である。本質主義回避論として、アイリス・ヤング(Iris Young)の「集団」と「連なり」の区別論が相対的に評価されるものの、「現実的な解決策ではない」(138頁)。浮かび上がるのは、「本質主義に陥ることなく、平等と差異のディレンマを克服する」(138頁)ことの困難さである。

続く二つの章で扱われるのは、「市民社会」である。フェミニストは、ジェンダー不平等への無関心、公私二元論、国家と市民社会との分離ゆえに、市民社会論を批判する(第6章)。それでも著者は、擁護し得る市民社会の構想に向かう(第7章)。その出発点は、市民社会を「私的」「市民的」「政治的」の三種類の結社の連続と重なりとして把握する、

ヤングの議論である。著者はヤングの問題を、市民社会、国家、私的領域の「境界」そのものが掘り下げて議論されていない点に見出す(178頁)。こうして、家族－私的結社－市民的結社－政治的結社－国家から成る「重なり合う、切れ目のない世界」(183頁)モデルが提示される。

最後に第8章、第9章で、「リベラル・デモクラシー」(議会制民主主義)が検討される。「重なり合う、切れ目のない世界」から得られる示唆は、議会外の「能動的民主主義」と議会制民主主義との関係を、「相互補完」の相で捉えるべきことである。ただし、第8章ではまず、「法的な平等」を標榜する議会制民主主義に内在する不平等が解明される。議会制民主主義は、その「先住集団」である主流派男性の習慣と流儀を「普遍的な規範」とし、女性などの後続集団にこの「初期設定」に合わせることを強いる。その結果、表向きの「法的な平等」の下で、実質的な不平等が覆い隠される。それでも、選挙制度の違い、政党の姿勢、国家の不平等は正への取り組みの違いなどによって、女性議員の多寡は変化する。そこで、「議会代表」の意義が論じられる(第9章)。著者は、近年の「議会外代表」論の展開には批判的である。そのため、議会代表と議会外代表のいずれか一方に偏重するのではなく両者を等しく重視するべきとしつつも、著者の力点は議会代表の擁護にある。「議会外代表の影響力の強調と議会代表の軽視は女性に政治的利益をもたらさないばかりか、民主主義の発展にも貢献しない」(225頁)のである。

2. 意義

本書の第一の意義は、フェミニズムの立場からの包括的な、単著での政治学研究書ということそのものにある。とりわけ日本の政治学において、フェミニズムの視座を踏まえた研究書が非常に少ない状況の中で、このことは特に強調する必要がある。

第二の意義は、新たな概念の提案にある。特に、ヤングらの市民社会論の再検討を通じた「重なり合う、切れ目のない世界」(182頁)概念の提起は、本書の重要な貢献の一つである。その中でも、市民社会と家族の関係を精密化した点に、本書の最も独自の貢献が認められる。

第三の意義は、そうした市民社会論の再検討を踏まえつつも、本書がフェミニズムの立場から狭義の「政治」を擁護している点にある。特に、記述代表と実質代表との相関性問題から、「議会外代表」論への展開を踏まえた上で議会代表の擁護に至る第9章の論述は大変読み応えがあり、フェミニズムの政治学研究における一つの立場を打ち出すとともに、代表制研究全般への重要な貢献となっている。

3. 疑問点

疑問点は、意義の三点目の裏返しである。著者は、リベラル・デモクラシーとその代表制を評価する。その根拠は、民主的正統性の問題と利益調整の必要性である。しかし、これらを前提としてよいかは論争的である。また、その政治像にも疑問が生じる。

第一に、民主的正統性について、著者が重視するのは、正統性の判断基準としての選

挙と「主権」の担い手の問題である(240-243頁)。しかし、著者は、「今ある政治」としてのリベラル・デモクラシーを前提にし過ぎているとも言える。いったんこの前提を見直せば、選挙と主権の優位性は自明ではない。むしろ、民主的正統性の確保という観点から機能的に等価な複数の制度を想定し比較検討する方が、適切となるかもしれない。

第二に、対立する利益の調整の必要性についても、事情は同じである。異なる利益の調整機能を代表制が担うことが必然というわけではない。議会外の多様な場での利益調整の可能性や、代表制が却って社会的分断を促進する事態もあり得る。よって、この機能は代表制以外の仕組みによっても遂行可能ではないかと考えてみる筋道もあり得る。

第三に、リベラル・デモクラシーの受容は、本書の政治像を通例的なものに止めているかもしれない。確かに、「重なり合う、切れ目のない世界」モデルでは、政治の出発点は家族まで拡張され、各層の関係はより分節化される。しかし、基本的な政治像は、政治学が従来想定してきたものと変わらない。実際、家族を政治的社会化の重要な場とする議論は、以前より存在する。本書冒頭での政治学の常識と通説に挑戦する姿勢に鑑みると、本書がなおもリベラル・デモクラシー

の政治像に依拠していることは、やや物足りなく感じる。

4. 最後に一本質主義の問題について

最後に著者が投げかける問題への応答を試みたい。著者は、積極的平等政策を擁護しつつ、「本質主義は当分の間フェミニストにとって悩ましい問題であり続けるに違いない」(139頁)とも述べる。結局、積極的平等政策は、女性の差異を捨象し、「一括りの集団」としての「女性」を再生産してしまうものだろうか。

評者は、必ずしもそうではないと考える。著者が指摘するように、問題は「男性の論理や価値が『普遍的なもの』としてあらゆる事柄にビルトインされ」(138頁)ている点にある。そのために、元々多様な人々が「女性」として同一化/同一視されるとともに、「男性」に対して集合的に劣位に位置づけられてしまう。そうだとすれば、積極的平等政策の意義は、「女性」として社会的に同一化されている人々の差異を政治の場に表出する点に、まずは求められると言えるのではないか。たとえその結果が、必然的に「女性」という集合性の、更には(男性的な)「普遍的なもの」の問い直しに至る保証はないとしても。

(掲載決定日：2018年4月4日)